（７） 集落協定の取組内容

　① 農業生産活動等として取り組むべき事項

　　a）耕作放棄の防止等の活動

　　 　耕作放棄の防止等の活動としては、「農地の法面管理」が1,042協定（79.6％）と最も多く、次いで「柵、ネットの設置等鳥獣被害防止」677協定（51.7％）、「賃借権設定・農作業の委託」365協定（27.9％）となっている。（複数選択可、図17）。

b）水路・農道等の管理活動

　　　「農道の管理」は1,284協定（98.1％）、「水路の管理」は1,156協定（88.3％）である（複数選択可、図18）。

　②　多面的機能を増進する活動

多面的機能を増進する活動としては、「周辺林地の下草刈り」が最も多く811協定（62.0％）、次いで「景観作物の作付け」が398協定（30.4％）、「堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付」が230協定（17.6％）となっている（複数選択可、図19）。

③ 集落マスタープランにおける集落の目指すべき将来像

　　 集落マスタープランにおける集落の目指すべき将来像としては、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が1,156協定（88.3％）と最も多く、次いで「協定の担い手となる新たな人材の育成・確保」193協定（14.7％）となっている（複数選択可、図20）。

　④ 農業生産活動等の体制整備のための取組活動

　　 集落協定における農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項は、第５期対策では、「集落戦略の作成」が要件となっている。体制整備単価に取り組む集落協定は989協定あり、すべての協定が「要件を全て満たす集落戦略が市町村に提出済み」であった（図21）。

⑤ 交付金の配分割合

集落協定における交付金の配分割合は、共同取組活動に51.8％（約12億9千万円）、個人配分に48.2％（約12億1百万円）となっている（図22）。

また、共同取組活動への配分割合別集落協定数をみると、50％以上60％未満が453協定と最も多い（図23）。

⑥ 共同取組活動に配分された交付金の使途

　　 共同取組活動に配分された交付金の使途（金額ベース）については、「農道・水路管理費」が16.3％と最も多く、次いで「共同利用機械購入等費」10.3％、「農地管理費」8.5％、となっている（図24、図25）。